

「ワンルーム条例」の対象建築物に、 『单身者向け長屋』を追加します！

「港区单身者向け共同住宅の建築及び管理に関する条例」を改正します！
令和元年（2019年）10月1日施行（一部、平成31年4月1日施行）

ワンルーム条例…单身者向け共同住宅の建築及び管理に関する条例

单身者向け長屋…住戸専用面積37㎡未満の住戸が7以上の長屋

■主な改正内容

《平成31年（2019年）4月1日施行》

- ① 共同住宅に「寮、寄宿舎及び下宿を含む」ことを明記します。
- ② 「老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」及び「サービス高齢者向け住宅」は対象外とします。

《令和元年（2019年）10月1日施行》

- ① 条例名を「单身者向け共同住宅等^{※1}の建築及び管理に関する条例」とします。
- ② 条例の対象に「**单身者向け長屋**」を追加します。
- ③ 住戸専用面積から、「階段」を除きます。
- ④ 「**確認を必要としない用途の変更**」も協議・届出対象とします。
- ⑤ 「**单身者向け長屋**」は、建築紛争予防条例^{※2}の**特定建築物**に該当し、標識設置及び住民説明会の開催等が必要になります。

※1 共同住宅と長屋を併用する建築物で、住戸専用面積37㎡未満の住戸が7以上のものも、条例対象となります。

※2 建築紛争予防条例…港区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例

■お問い合わせ 街づくり支援部 住宅課 住宅支援係

電話：03-3578-2223、2224、2346